

スキー及びスノーボードバッジテスト実施要項

(目的)

第1条 この要項は、スキー及びスノーボードの技能テスト(以下「テスト」という。)の実施について、全日本スキー連盟の「公認スキーバッジテスト規程」及び「公認スキーバッジテスト基準及び実施要領」並びに「公認スノーボードバッジテスト規程」及び「公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領」(以下「SAJ規程等」という。)によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(主管団体)

第2条 スキークラウン・プライズテストは、本連盟から委託された加盟団体の主管により実施する。

2 スキーテクニカル・プライズテストは、本連盟から委託された全日本スキー連盟公認スキー学校(以下「スキー学校」という。)が実施することができる。

3 スノーボードプライズテストは、本連盟が実施する。

4 スキーの級別テスト、ジュニア検定及びスノーボードの級別テスト(以下「級別テスト等」という。)は、本連盟の加盟団体及びスキー学校(以下「主管団体」という。)が実施することができる。

(テストの公示)

第3条 バッジテストを実施する主管団体は、SAJ規程等に規定するもののほか、開催期日などテスト実施に必要な事項をあらかじめ公示しなければならない。

(開催届)

第4条 テストを実施しようとする主管団体は、11月30日までに開催届(別記様式)2通に所要事項を記入し、別表に定める公認料とともに本連盟に提出しなければならない。

但し、スキークラウン・プライズテスト、スキーテクニカル・プライズテストについては地域性などを考慮して教育本部理事会において開催場所を定める。

2 スキークラウン・プライズテスト及びスキーテクニカル・プライズテストの開催届は、別記様式によるものとし、級別テスト等の開催届は、別記様式によるものとする。

3 開催届を期日までに提出しない主管団体は、テストの実施を認めない。

4 スキー学校は、級別テスト等の開催届を所属の加盟団体を經由して提出するものとする。

(公 認)

第5条 本連盟が開催届の提出を受けたときは、検定員の資格要件などを審査し、開催届のうち1通を主管団体に送付する。

(要項の改廃)

第6条 この要項の改廃は、教育本部理事会の決議による。

附 則 平成15年12月 1日 制定

附 則 平成24年 8月 1日 改定

附 則 平成30年 7月16日 改正

附 則 令和 5年11月10日 改正

附 則 令和 6年10月30日 改正

附 則 令和 7年 8月25日 改正